



環境衛生課 ☎0824-72-1398

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムの下で、地球温暖化などさまざまな環境問題を引き起こしている今、循環型社会の実現が求められています。市民一人一人がリデュース(減らす)、リユース(繰り返し使う)、リサイクル(再び資源として利用する)を心がけ、次世代へ住みよい環境を残しましょう。

「ペットボトル」の分別が変更

昨年4月から、容器包装リサイクル法の改正により、「ペットボトル」の対象品が増えています。

- 「ペットボトル」の対象品
 - ①清涼飲料水
 - ②酒類
 - ③しょうゆ
 - ④しょうゆ加工品(めんつゆ、ポン酢、すき焼きのたれ、浅漬けの素等)
 - ⑤みりん風調味料(業界自主基準により表示)
 - ⑥食酢(品質表示基準に基づく米酢等の醸造酢、りんご酢等の果実酢、合成酢)

- ⑦調味酢(すし酢、甘酢、三杯酢、らっきょう漬けの素等)
 - ⑧ドレッシングタイプ調味料(品質表示基準により表示、ノンオイルドレッシング等)
- ※4〜8の商品が、追加となった対象品です。商品についているマークをよく確認し、排出してください。



ペットボトルは良質な資源

ペットボトルは材料リサイクルされ、繊維(ワイシャツ・スーツ・ネクタイの原料など)やペットボトル、シート(クリアファイル、梱包用ひもなど)に生まれ変わります。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
ペットボトル搬出量	66ㄲ	63ㄲ	51ㄲ
ペットボトル搬入金収入額	701,299円	2,477,760円	1,422,206円

■家電リサイクル料金

対象品目	(税込)	
エアコン	2,625円	
テレビ (ブラウン管・液晶・プラズマ式)	15型以下	1,785円
	16型以上	2,835円
冷蔵庫・冷凍庫	170ℓ以下	3,780円
	171ℓ以上	4,830円
洗濯機	2,520円	
衣類乾燥機	2,520円	

一部メーカーで料金が異なります。別途、振込手数料が必要です。

ペットボトルが市の財源に

皆さんから集めたペットボトルは、容器包装リサイクル協会に搬出され、市の財政収入となっています。昨年度の収入額は、約142万円になります。

家電リサイクル対象品目が追加

新たに液晶・プラズマテレビと衣類乾燥機が追加されました。対象品目を処分する場合は、排出者が家電リサイクル料金を支払わなければなりません。



手選別されるペットボトル

処分方法

- ①販売店に引き取りをお願いする
家電リサイクル料金+収集運搬料金
(各販売店へご確認ください)
 - ②リサイクルプラザへ持ち込む場合
家電リサイクル料金+収集運搬料金
(2,500円/台)
 - ③指定引取場所(※)に引き渡す場合
家電リサイクル料金のみ必要となります
- ※②・③の場合、家電リサイクル料金は郵便局で取り扱っています。指定引取場所は三次市にあります。詳しくは「ごみの分け方ガイド」の6ページをご覧ください。環境衛生課または各支所環境建設室へお問い合わせください。